平成２２年（フ）第７３９号
静岡県浜松市中区神田町156番地　ヴィアレ神田町506号
債務者　伊熊　順子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
岡山県玉野市玉２丁目22番12号
債務者　原田　昌彦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２２号
岡山市東区楢原485番地３　シティハイツ藤原102号
債務者　羽原　雅彦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２５号
岡山市東区可知５丁目147番地１　ベルエポックＫＡ102、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地364
債務者　石原　寛之
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３４号
岡山市北区津島東２丁目５番33号　矢吹マンション201
債務者　横山　絢子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６２号
岡山市北区西古松322番地115
債務者　尾関　忠弘
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６３号
岡山市北区西古松322番地115
債務者　尾関　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８号
釧路市愛国西３丁目20番２号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
北海道釧路郡釧路町新開２丁目31番地２　新開Ｂ１号室
債務者　小坂　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１号
栃木県小山市乙女３丁目２番13号　エルディム青木105号、従前の住所茨城県龍ヶ崎市佐貫１丁目13番地２　クーラントヒル205号室
債務者　井上　芳枝
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２４０号
沖縄県うるま市字高江洲769番地　比屋根アパートＡ－１
債務者　平良　京子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５４４号
東京都東大和市中央４丁目1026番地の10
債務者　平山真理子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５４５号
東京都東大和市中央４丁目1026番地の10
債務者　平山　義人
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６２号
東京都小平市小川町１丁目1028番地ウイナーズ402号
債務者　窪山　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６８３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地64―306
債務者　豊田　次穂
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部